## 一時避難場所・臨時的避難所における避難者の受け入れについて

避難所運営の課題

基本的な考え方

○ 発災直後には、被災者が災害から身を守るため、自宅近くの 公園・空き地・畑などのオープンスペースや公共施設などへ

緊急的・一時的に避難することが想定される。

○ 東日本大震災の被災自治体では、発災直後から指定避難所 以外の公共施設にも多くの住民が避難したため、急遽、臨時の 避難所として避難者を受け入れざるを得なかった。区では、この ような受け入れ体制が整備されていない。



- 被災者が自宅周辺の区立施設に緊急避難してきた場合に、一時的な 避難場所として受け入れる必要がある。
  - ⇒ 【一時(いっとき)避難場所】として位置づけ
- 避難拠点(指定避難所)だけでは避難者を十分に受け入れられない 場合は、災対本部の要請に基づき、小中学校以外の区立施設を臨時 的避難所として開設する必要がある。
  - ➡ 【臨時的避難所】として位置づけ

## ときは、一時避難場所として受け入れるとともに、必要に応じて臨時的避難所として開設する。

- 〇 【一時避難場所】および【臨時的避難所】運営の基本的な考え方を整理した、「一**時避難場所・臨時的避難所運営の手引き」**を作成 (危機管理室) 各施設が独自マニュアルを作成する際の参考とするための、「災害対応マニュアル ひな型」を提示 (危機管理室)
- 避難者受け入れの協力体制を確保するため、指定管理者や委託事業者との基本協定や協定細目を精査 (総務部と危機管理室で今後調整)

## 手引きの主な内容

- 一時避難場所・臨時的避難所の位置づけおよび基本的事項
  - 【一時避難場所】発災直後~概ね24時間後
  - 【臨時的避難所】発災後概ね24時間後~1週間程度 → 運営者について規定
  - 【一時避難場所】施設の職員

→ 受け入れ期間について規定

- 【臨時的避難所】区所管課を中心とした応援職員および施設の職員
- 〇 平常時の取組
  - → 災害対応マニュアルの作成や設備の転倒・落下・破損防止の実施など、 施設職員が平常時に取り組むべき事項を記載

〇 災害時の行動フロー

施設(区直営、指定管理、委託の運営形態に関わらず)に職員がいる場合であって、被災者が避難してきた

- 臨時的避難所の閉鎖に至るまでの行動フローを記載
- 〇 施設職員の具体的な行動例 → 発災時間帯に応じた避難場所(避難所)運営にかかる施設職員の具体的
  - な行動例を記載
- 〇 施設の事業運営の停止
  - → 震度5弱以上の地震が発災した場合は、「練馬区非常時優先業務実施 方針」に基づき、全事業運営を停止する旨を記載

→ 開館時間内、開館時間外それぞれの発災に備え、施設職員の参集から

その他、必要な様式や参考資料等を掲載

## 今後の予定

- 各施設は、手引きに基づき、「災害対応マニュアル ひな型」を活用した独自マニュアルを作成
- 〇 既に災害対応マニュアルや事業所防災計画等を作成済みの施設は、「災害対応マニュアル ひな型」と照らし合わせ、手引きの趣旨を反映するなど 既存のマニュアル等を拡充